

議案第 85 号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 23 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成 18 年渋川市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

19 令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間においては、第 2 条第 1 号の規定による市長の給料月額は同号に規定する月額の 100 分の 50 に、同条第 2 号の規定による副市長の給料月額は同号に規定する月額の 100 分の 30 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

理 由

市長及び副市長の給料について減額措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源に活用するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～18 (略)</p> <p><u>19 令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間においては、第2条第1号の規定による市長の給料月額と同号に規定する月額の100分の50に、同条第2号の規定による副市長の給料月額は同号に規定する月額の100分の30に相当する額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則 1～18 (略)</p>